

証券コード：7827
2023年1月10日

株 主 各 位

広島県福山市松永町六丁目10番1号

株式会社 オービス

代表取締役社長 中浜 勇治

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2023年1月26日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 日 時 | 2023年1月27日（金曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル5階大会議室 |
| 3 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第63期（2021年11月1日から2022年10月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- (注) 1 当日、本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.orvis.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

【新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ】

- 1 本株主総会会場の座席は、ソーシャルディスタンスを確保するために間隔を開けた座席数の配置としております。このため、用意させていただいた座席数を超えた場合は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 2 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日における新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- 3 ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席を見合わせることをご検討ください。
- 4 ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒及び検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 5 株主総会の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 6 株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、ご報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めてまいります。
- 7 株主総会当日までの感染状況等により、会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.orvis.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2023年1月27日(金曜日) 午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限 2023年1月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2023年1月26日(木曜日) 午後5時30分まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

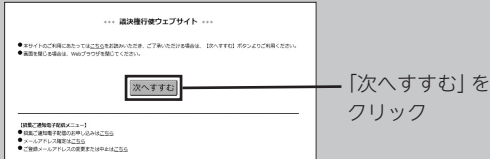
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内 (インターネット接続に係る費用は株皆様のご負担となります。)

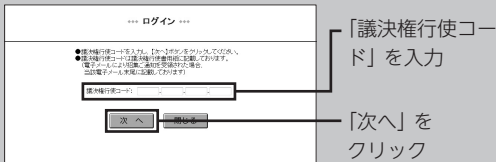
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

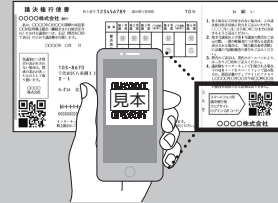
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

スマートフォンでQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

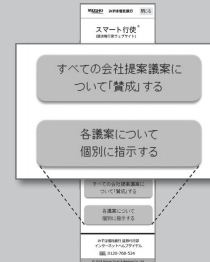
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年11月1日～2022年10月31日）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染対策の定着やワクチン接種の普及を経て経済活動の制限緩和が徐々に進み景気回復の兆しが見られているものの、オミクロン株による感染再拡大やウクライナ情勢の緊迫化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、急激な円安進行による為替相場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社は2020年10月期から2022年10月期までの3年間にわたる中期経営計画（チャレンジ110）の最終年度を迎え、最重点施策である「木材事業の足元の基盤を固め、早期に黒字化への道筋をつける」は、2021年10月期において一年遅れでの達成となりましたが、その間「脱・梱包用材」への取り組みにおいて、原材料の安定調達が可能で国産スギの背板を活用した新たな業界への販路を開拓し、製販一体での生産量の確保やコストに見合った適正価格での販売に注力することで、当初の計画数値を上回る業績を達成いたしました。

その結果、売上高は113億38百万円（前期比120.3%）、営業利益は7億70百万円（前期比335.6%）、経常利益は7億92百万円（前期比332.5%）、当期純利益は前期に特別損失に計上した減損損失を当期は計上しなかったことから、5億41百万円（前期比578.6%）となりました。これにより、純資産は前事業年度末の38億4千万円から43億22百万円となり、自己資本比率は27.6%から33.3%となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首より適用しており、前期比に関しては、当該会計基準等を遡及適用せずに算出しております。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。営業損益につきましては、全社費用等配分前で記載しております。

(木材事業)

昨年来の世界的なウッドショックの影響による木材市場価格の高騰は期末に向けて落ち着きを見せているものの、梱包用材等の受注環境は、依然として半導体不足等による影響は大きく輸出用梱包関連全般に伸び悩みの状態が続いております。一方、建築用集成材向けや大型プロジェクトに対する土木用矢板の出荷がそれぞれ好調を維持するなど、業種による二極化がより一層鮮明になっております。

原材料のニュージーランド産丸太（以下NZ松という。）の仕入原価につきましては、産地価格は依然として高止まりの状態が続いていることに加え、船舶運賃の高騰や急激な円安進行により、急激かつ大幅に上昇いたしました。その一方、国産スギ丸太の仕入原価につきましては、北海道産カラ松の供給不足やチリ産製材品の高値に伴い同丸太への代替が更に進み、各地の合板メーカーとの競合があるものの、NZ松と比較して緩やかな上昇基調で推移いたしました。

このような環境のもと、ハイブリッド工場の強みを最大限に活かすため、第3四半期以降は原材料価格の上昇が比較的緩やかな国産スギの生産を約7割まで引き上げを行い、全社を挙げて価格転嫁を進めるとともに、安定供給や品質面での一層の対応強化を図ってまいりました。このような取り組みにより、「脱・梱包用材」として取り組みを行った国産スギの背板を活用したCLT材（クロス・ラミネイティド・ティンバー）や建築用ラミナ材の受注が好調に推移し、一年を通じて福山工場が高い稼働率を維持したことから、収益性が大きく向上いたしました。

その結果、売上高は80億39百万円（前期比121.3%）、営業利益は5億34百万円（前期比509.8%）となりました。

(ハウス・エコ事業)

建設業界におきましては、公共投資を中心に一定の底堅さを維持した一方、依然として労務単価、鋼材価格をはじめとする建設コスト高騰や納期遅延等による影響が深刻化し、厳しい事業環境が続いております。

このような環境のもと、受注の確保を最優先課題に、コストのみならず提案力、品質等も含めた総合的な競争力の向上に取り組むとともに、重量鉄骨造建築やシステム建築等のプレハブ建築以外の分野において受注活動を強化してまいりました。また、本社と各営業所・製造拠点は連携を更に強化し、実効性のある戦略施策の立案と運営（PDCA管理）を通じて、収益の確保に努めてまいりました。これにより、足元の業績は非常に厳しいながら、引合いは増加し、当期末における受注残高は28億28百万円（前期比176.5%）となりました。

その結果、売上高は23億1百万円（前期比126.0%）、営業利益は1億3百万円（前期比397.5%）となりました。

(太陽光発電売電事業)

安定した天候のもと、発電の阻害要因となる影や落ち葉の影響を最小限とすべく竹や雑木の伐採を行うなど、持続的かつ安定的な発電の実現に向けて注力してまいりました。

なお、当社の保有する太陽光発電所は3県17ヶ所、総発電容量は約13MWとなっており、いずれも順調に発電を続けております。

その結果、売上高は4億90百万円（前期比102.3%）、営業利益は2億98百万円（前期比113.2%）となりました。

(ライフクリエイト事業)

ゴルフ場部門におきましては、プレー環境の更なる向上を目指し、クラブハウスの大規模改修やコースメンテナンスの一層のグレードアップに注力した結果、来場者数が過去最高となった月次が5回を記録するなど、ゴルフプレー需要は引き続き旺盛で来場者数は好調に推移いたしました。

フィットネス部門におきましては、会員様に安心してご利用いただける環境を整えるべく、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に取り組んでまいりました。しかしながら、休会会員様の復帰や新規会員様の入会状況は依然として低迷していることから、大変厳しい事業環境が続き、コロナ禍前の水準への回復には、なお時間を要するものと思われまます。

その結果、売上高は4億22百万円（前期比105.8%）、営業利益は55百万円（前期比177.7%）となりました。

(不動産事業)

賃貸マンションの定期的な保守メンテナンスを引き続き行うことで、入居率及び定着率の向上を図ってまいりました。

その結果、売上高は84百万円（前期比94.8%）、営業利益は53百万円（前期比90.9%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は1億21百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

- ・ハウス・エコ事業におけるリース資産の取得
- ・ライフクリエイト事業ゴルフ場部門における建物改修工事

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 期 別 | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 第60期 (2019年10月期) | 第61期 (2020年10月期) | 第62期 (2021年10月期) | 第63期 (2022年10月期) |
| 売 上 高 (百万円) | 9,566 | 9,022 | 9,425 | 11,338 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 19 | 271 | 238 | 792 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 393 | 194 | 93 | 541 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 227.62 | 111.91 | 53.73 | 309.51 |
| 総 資 産 (百万円) | 14,402 | 14,226 | 13,771 | 12,996 |
| 純 資 産 (百万円) | 3,567 | 3,728 | 3,804 | 4,322 |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症やウクライナを巡る不安定な国際情勢により先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社は2023年10月期から2027年10月期の5ヵ年新中期経営計画「NEXT STEP 10 (テン)」を策定いたしました。2027年10月期には売上高130億円以上、営業利益10億円以上の達成を目指してまいります。

木材事業では、製材ライン上の渋滞を解消することを目的とした設備投資を行い、福山工場の更なる生産効率の向上を図ってまいります。また、引き続き「脱・梱包用材」で取り組みを行った新たな業界への販路拡大に取り組んでまいります。

ハウス・エコ事業では、人員不足と高齢化解消のため、工務・設計・営業等の優秀な人材の確保と育成に注力し、2027年10月期には2022年10月末対比23名増の100人体制を計画しております。また、最重要施策である鉄骨製作工場認定制度に基づくMグレードの資格を2025年10月期に取得し、従来外注していた鉄骨加工の内製化によるコスト低減を図ることで、価格競争力を高め、受注機会を拡大させてまいります。そして設計から鉄骨加工・施工・引渡しまで一元管理を行うワンストップサービスの提供により同業他社との差別化を推し進め、2027年10月期には当事業部門の売上高44億円の達成に向けて最大限の努力を行ってまいります。具体的な取り組みを図で示すと以下のとおりとなります。

株主の皆様には、何とぞ一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

新中期経営計画 重点施策：Mグレード認定工場の取得

設計から引渡しまでオービス1社で完結、Mグレード取得により売上増・利幅増を実現



(10) 主要な事業内容

当社は、梱包用材等の製造、販売、プレハブハウスの製造、販売、仮設建物等のリース、一般建築及び太陽光発電システムの請負、自然エネルギー等による発電事業、ゴルフ場及びフィットネスクラブの運営、不動産の賃貸、売買及びこれらの営業に附帯する一切の業務を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------------|-----------------|---------------|
| 本 社 | 広 島 県 福 山 市 | 名 古 屋 営 業 所 | 愛 知 県 名 古 屋 市 |
| 福 山 工 場 | 広 島 県 福 山 市 | 大 阪 営 業 所 | 大 阪 府 大 阪 市 |
| 広 島 工 場 | 広 島 県 東 広 島 市 | 広 島 営 業 所 | 広 島 県 広 島 市 |
| 東 京 営 業 所 | 東 京 都 千 代 田 区 | 中 須 ゴ ル フ 倶 楽 部 | 山 口 県 周 南 市 |
| 千 葉 営 業 所 | 千 葉 県 千 葉 市 | そ の 他 | 5 ケ 所 |

(12) 従業員の状況

| 従 業 員 数 (名) | 前 期 末 比 増 減 (名) |
|-------------|-----------------|
| 189 | △2 |

(注) 上記のほか、臨時雇用者は25名（1人1日8時間換算）であります。

(13) 主要な借入先及び借入金残高

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 (百 万 円) |
|-------------------------|-------------------|
| 株 式 会 社 広 島 銀 行 | 1,300 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 858 |
| 株 式 会 社 も み じ 銀 行 | 700 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 585 |
| 株 式 会 社 山 口 銀 行 | 541 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行 | 493 |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行 | 422 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 395 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 341 |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行 | 208 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 95 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 74 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 63 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 45 |

(14) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 上位10名の株主の状況

| 株 主 名 | 持 株 数 (千 株) | 持 株 比 率 (%) |
|-----------------------------|-------------|-------------|
| 中 浜 勇 治 | 290 | 16.58 |
| 株 式 会 社 和 幸 | 164 | 9.37 |
| 中 浜 勇 | 142 | 8.16 |
| 鹿 野 産 業 株 式 会 社 | 56 | 3.25 |
| 大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社 | 44 | 2.51 |
| 山 本 康 司 | 33 | 1.91 |
| 肥 田 亘 | 30 | 1.71 |
| 中 山 恒 一 | 28 | 1.60 |
| 山 口 信 吉 | 25 | 1.43 |
| オ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会 | 21 | 1.24 |

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区 分 | 株 式 数 | 交 付 対 象 者 |
|----------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 8,462株 | 6名 |

(注) 当該報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

(3) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 7,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,753,818株（自己株式1,262株を含む）
- ③ 株主数 1,811名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 中浜 勇治 | 代表取締役社長 | — |
| 梅田 孝史 | 専務取締役総務部長兼社長室長 | — |
| 谷本 泰 | 常務取締役木材事業部長 | — |
| 井上 清輝 | 取締役経理部長 | — |
| 土田 光典 | 取締役ハウス・エコ事業部長 | — |
| 川岡 公次 | 取締役ライフクリエイト事業部長 | — |
| 小山 幹夫 | 取締役 | — |
| 松村 清治 | 監査役(常勤) | — |
| 長井 紳一郎 | 監査役 | 山下・長井法律事務所副所長 株式会社コンセック 社外監査役 |
| 近藤 哲英 | 監査役 | 近藤哲英税理士事務所長 |

- (注) 1 監査役松村清治氏は、2022年1月28日開催の第62回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 2 監査役北村憲由氏は、2022年1月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 3 取締役小山幹夫氏は、社外取締役であります。
- 4 監査役松村清治、長井紳一郎及び近藤哲英の各氏は、社外監査役であります。
- 5 当社は、社外取締役である小山幹夫氏及び社外監査役である松村清治、長井紳一郎及び近藤哲英の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
- 6 監査役松村清治氏は、株式会社広島銀行において支店長等を長年に亘り経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7 監査役長井紳一郎氏は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、内部統制やコンプライアンス等に関する専門家としての知見を有しております。
- 8 監査役近藤哲英氏は、税理士として豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する専門家としての知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

取締役求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ、適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には社内取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。なお、役付取締役については、当社全体の業績を、事業部等の責任者については、事業部等の業績等を考慮して決定しております。

③ 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において譲渡制限付株式を付与しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議で一任された代表取締役社長中浜勇治がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、株式報酬の額については取締役会にて決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 監査役の報酬について

監査役の報酬については、監査役の経営に関する独立性に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。なお、各監査役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 86,414 (3,090) | 79,140 (3,090) | — | 7,274 (—) | 7 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 8,775 (8,775) | 8,775 (8,775) | — | — | 4 (4) |
| 合計 (うち社外役員) | 95,189 (11,865) | 87,915 (11,865) | — | 7,274 (—) | 11 (5) |

- (注) 1 1992年1月18日開催の第32回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内(当該株主総会終結時の取締役の員数は7名)、2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内(当該株主総会終結時の監査役の員数は3名)と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別に2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬額として年額40百万円以内(当該株主総会終結時の社外取締役を除く取締役の員数は6名)と決議いただいております。
- 2 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 3 上記には、2022年1月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 各社外役員の当事業年度における活動状況
社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|---------|---|
| 小 山 幹 夫 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回出席し、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験による深い見識と広範な見地から、取締役会において適宜助言又は提言を行っております。また、企業の経営者として企業経営の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、客観的・中立的な立場で取締役会における監督機能を担っております。 |
| 松 村 清 治 | 2022年1月28日就任以後開催の取締役会には、10回中10回、また、監査役会10回中10回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門の見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 長 井 紳一郎 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、弁護士として培ってきた豊富な専門の見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 近 藤 哲 英 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、税理士として培ってきた豊富な専門の見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 19百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19百万円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範は、経営理念及び年度経営基本方針を基本として、社内諸規程及びマニュアル等とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員に対し行動規範等に関する研修等を実施する。
- ② 内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、通常の内監査手続に準じて社長及び監査役会に報告する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行うホットライン（総務部長、経理部長、監査役のEメールアドレス）を設置、運営する。
- ④ 当社は、通報内容を秘守し、通報を行った役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びその他管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、配付、研修等を実施するものとし、組織横断的リスク状況の監視及び会社全体の対応は、総務部が行う。
- ② 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役、社員が共有する会社全体の目標を定める。
- ② 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限委譲を含めた効率的な達成の方法を定める。
- ③ 取締役会は、ITを活用して定期的に業績等の進捗状況を確認、改善を促すことを内容とする、会社全体の業務効率を向上させるシステムを構築する。

(5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室、総務部又は経理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当社は、その体制について役職員に対し周知徹底する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ② 役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令、定款違反の事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役が、職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。
- ② 不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。
- ③ 政府機関又は関係機関が公表した反社会的勢力の排除に関する資料等を全社に配付した上で、定期的に研修等を実施する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、総務部と内部監査室が中心となり、各事業部門の営業会議等で取締役及び従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する研修を定期的に行っております。

内部監査室は、監査計画書に基づき、当社の全ての事業所を対象に内部監査を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社の事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施いたしました。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 注記番号 | 金額 | 科目 | 注記番号 | 金額 |
|-----------|------|------------|---------------|------|------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 流動資産 | | 5,925,899 | 流動負債 | | 3,838,710 |
| 現金及び預金 | | 797,070 | 支払掛手形 | | 376,831 |
| 受取手形 | | 757,885 | 工事未払金 | | 452,988 |
| 電子記録債権 | | 233,363 | 短期借入金 | ※2 | 226,597 |
| 売掛金 | ※2 | 1,014,266 | 1年内返済予定の長期借入金 | ※2 | 550,000 |
| 完成工事未収入金 | | 157,989 | リース債権 | | 1,125,926 |
| 売上未収金 | | 1,869,110 | 未払消費税等 | | 50,679 |
| 商品及び製品 | | 136,597 | 未払法人税等 | | 185,756 |
| 仕掛金 | | 84,646 | 未払事業所費用 | | 41,545 |
| 未成工事支出金 | | 92,581 | 未払契約受負 | | 234,903 |
| 原材料及び貯蔵品 | | 487,093 | 前払費用 | | 8,328 |
| 前払費用 | | 247,316 | 前払費用 | | 52,603 |
| 前払費用 | | 43,172 | 契約受負 | | 231,548 |
| 貸倒引当金 | | 6,751 | 預り引当金 | | 182,485 |
| | | △1,947 | 完成工事の補引当金 | | 8,079 |
| | | | 賞与引当金 | | 86,475 |
| | | | その他 | | 44 |
| 固定資産 | | 7,070,423 | 固定負債 | | 4,834,705 |
| 有形固定資産 | ※1 | 6,898,624 | 長期借入金 | ※2 | 4,450,060 |
| リース資産 | | 99,959 | リース債権 | | 58,289 |
| 建物 | ※2 | 992,957 | 退職給付引当金 | | 134,284 |
| 構築物 | ※2 | 389,963 | 長期未払金 | | 59,751 |
| 機械及び装置 | ※2 | 2,162,650 | 預り敷金・保証金 | | 124,295 |
| 車両運搬具 | | 12,903 | 資産除去債務 | | 8,025 |
| 工具、器具及び備品 | | 26,382 | 負債の部合計 | | 8,673,415 |
| 土地 | ※2 | 3,061,501 | (純資産の部) | | |
| リース資産 | | 152,305 | 株主資本 | | 4,302,760 |
| | | | 資本 | | 695,594 |
| 無形固定資産 | | 17,315 | 資本剰余金 | | 523,594 |
| ソフトウェア | | 15,392 | 資本準備金 | | 523,594 |
| 電話加入権 | | 1,459 | 利益剰余金 | | 3,084,753 |
| 水道施設利用権 | | 463 | 利益準備金 | | 79,550 |
| 投資その他の資産 | | 154,483 | その他利益剰余金 | | 3,005,203 |
| 投資有価証券 | | 91,707 | 別途積立金 | | 2,335,000 |
| 貸付金及び保証金 | | 20,800 | 土地圧縮積立金 | | 9,789 |
| 出資 | | 110 | 繰越利益剰余金 | | 660,413 |
| 破産更生債権等 | | 6,358 | 自己株 | | △1,182 |
| 長期前払費用 | | 3,700 | 評価・換算差額等 | | 20,146 |
| 繰延税金資産 | | 35,813 | その他有価証券評価差額金 | | 20,305 |
| 貸倒引当金 | | △4,006 | 繰延ヘッジ損益 | | △158 |
| 資産の部合計 | | 12,996,323 | 純資産の部合計 | | 4,322,907 |
| | | | 負債及び純資産の部合計 | | 12,996,323 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 2021年11月1日
至 2022年10月31日〕

(単位：千円)

| 科 目 | 注記 番号 | 金 額 | |
|-----------------------|----------|--------|------------|
| 売 上 高 | ※ | | 11,338,276 |
| 売 上 原 価 | | | 9,229,309 |
| 売 上 総 利 益 | | | 2,108,967 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | 1,338,425 |
| 営 業 利 益 | | | 770,541 |
| 営 業 外 収 益 | | | |
| 受 取 利 息 | | 2 | |
| 受 取 配 当 金 | | 3,200 | |
| 受 取 賃 貸 料 | | 4,800 | |
| 受 取 保 険 金 | | 23,361 | |
| 補 助 金 収 入 | | 38,857 | |
| 助 成 金 収 入 | | 2,206 | |
| 仕 入 割 引 | | 2,463 | |
| そ の 他 | | 7,864 | 82,756 |
| 営 業 外 費 用 | | | |
| 支 払 利 息 | | 43,834 | |
| 盗 難 損 失 | | 8,879 | |
| そ の 他 | | 8,346 | 61,061 |
| 経 常 利 益 | | | 792,236 |
| 特 別 利 益 | | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | | 866 | 866 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | | 793,103 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | | 242,179 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | | 9,393 |
| 当 期 純 利 益 | | | 541,531 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 2021年11月1日
至 2022年10月31日〕

(単位：千円)

| | 注記 番号 | 株主資本 | | | | | | |
|--------------------------|----------|---------|---------|--------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 |
| | | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 土地圧縮 積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当 期 首 残 高 | | 691,922 | 519,922 | 79,550 | 2,335,000 | 9,789 | 153,765 | 2,578,105 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬) | ※1 | 3,672 | 3,672 | — | — | — | — | — |
| 剰 余 金 の 配 当 | ※3 | — | — | — | — | — | △34,883 | △34,883 |
| 当 期 純 利 益 | | — | — | — | — | — | 541,531 | 541,531 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | — | — | — | — | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | 3,672 | 3,672 | — | — | — | 506,647 | 506,647 |
| 当 期 末 残 高 | | 695,594 | 523,594 | 79,550 | 2,335,000 | 9,789 | 660,413 | 3,084,753 |

| | 注記 番号 | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|--------------------------|----------|--------|------------|----------------------|-------------|----------------|-----------|
| | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | | △1,094 | 3,788,855 | 15,612 | △133 | 15,478 | 3,804,333 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬) | ※1 | — | 7,345 | — | — | — | 7,345 |
| 剰 余 金 の 配 当 | ※3 | — | △34,883 | — | — | — | △34,883 |
| 当 期 純 利 益 | | — | 541,531 | — | — | — | 541,531 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | △87 | △87 | — | — | — | △87 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | — | — | 4,692 | △24 | 4,668 | 4,668 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | △87 | 513,905 | 4,692 | △24 | 4,668 | 518,573 |
| 当 期 末 残 高 | | △1,182 | 4,302,760 | 20,305 | △158 | 20,146 | 4,322,907 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品……………個別法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

② 製 品……………移動平均法による原価法

③ 原 材 料

(木 材 事 業) ……………個別法による原価法

(ハウス・エコ事業) ……移動平均法による原価法

④ 仕 掛 品……………個別法による原価法

⑤ 未成工事支出金……………個別法による原価法

⑥ 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、リース用資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに木材事業福山工場の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース用資産……………7年

建 物……………7年～47年

機 械 及 び 装 置……………5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事引渡後の補償費用の支出に備えるため、実績繰入率により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 木材事業

主に梱包用材、パレット用材、ドラム用材、土木建設仮設用材、木材チップ等の製造・販売及び国産材等の仕入・販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断されますが、出荷時点から製品及び商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しております。

(2) ハウス・エコ事業

主にプレハブハウスの製造、販売、一般建築及び太陽光発電システムの請負を行っております。このような請負工事は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

仮設建物等のリース契約物件は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。なお、リース期間終了時に解体撤去を行うリース契約物件の解体費部分の履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 太陽光発電売電事業

自然エネルギー等による発電売電を行っております。売電収益については、顧客との契約に基づき、電力を供給した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(4) ライフクリエイイト事業

ゴルフ場及びフィットネスクラブ店舗の運営を行っており、顧客に対する各種サービスの提供完了により履行義務が充足されると判断し、サービスの提供完了時点で収益を認識しております。

(5) 不動産事業

不動産の賃貸を行っており、賃貸借契約上の賃料等を收受すべき時に収益を認識しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた経理規程及び職務分掌権限基準表に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

会計方針の変更に関する注記

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更し、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。また、従来、営業外費用に計上しておりました売上割引は売上高から控除しております。この結果、当事業年度の売上高及び営業利益はそれぞれ13,334千円減少し、リース未収入金及びリース前受収益は757,214千円それぞれ減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部及び「未成工事受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産35,813千円(繰延税金負債との相殺前金額49,035千円)

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社の繰延税金資産は、49,035千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額142,531千円から評価性引当額93,495千円を控除しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。また、当該繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して作成され、取締役会で承認された事業計画に基づいております。

将来の課税所得の見積りは、経営環境等の悪化によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

| | |
|----------------------------|-------------|
| ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,607,997千円 |
| ※ 2 担保に供している資産 (担保提供資産) | |
| 売掛金 | 24,078千円 |
| 建物 | 899,848千円 |
| 構築物 | 328,213千円 |
| 機械及び装置 | 1,925,711千円 |
| 土地 | 2,662,182千円 |
| 合計 | 5,840,035千円 |
| (対応債務) | |
| 短期借入金 | 100,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 726,728千円 |
| 長期借入金 | 3,556,487千円 |
| 合計 | 4,383,215千円 |

損益計算書に関する注記

※ 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「収益認識に関する注記 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

※ 1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|-------|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,745,356 | 8,462 | — | 1,753,818 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行 8,462株

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 1,178 | 84 | — | 1,262 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 84株

※3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 2022年1月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 千円 34,883 | 円 20.00 | 2021年10月31日 | 2022年1月31日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 (予定) | 株式の 種類 | 配当金 の総額 | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 2023年1月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 千円 70,102 | 利益剰余金 | 円 40.00 | 2022年10月31日 | 2023年1月30日 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|----------------|-----------|
| 賞与引当金 | 26,375千円 |
| 未払事業税 | 12,436千円 |
| 棚卸資産評価減(簿価切下げ) | 251千円 |
| 減損損失 | 27,136千円 |
| 貸倒引当金 | 1,815千円 |
| 退職給付引当金 | 40,956千円 |
| 未払役員退職慰労金 | 18,224千円 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 5,914千円 |
| 資産除去債務 | 2,447千円 |
| その他の | 6,971千円 |
| 繰延税金資産小計 | 142,531千円 |
| 評価性引当額 | △93,495千円 |
| 繰延税金資産合計 | 49,035千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △15千円 |
| 土地圧縮積立金 | △4,296千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △8,911千円 |
| 繰延税金負債合計 | △13,222千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 35,813千円 |

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.5% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.0% |
| 評価性引当額の増減 | △0.2% |
| 住民税均等割 | 1.4% |
| その他 | △0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 31.7% |

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金及びリース未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程、販売管理規程及び債権管理業務の承認・報告マニュアルに従い、日次では違算通知書、月次では売掛金残高管理表及び滞留債権管理表等に基づき、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、全ての取引先の信用状況について年1回以上確認（与信の更新）を行う体制としております。また、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金の支払期日は、大半が1年以内であります。

借入金には主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記5 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務・経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性及び金融機関からの借入枠を維持することなどによりリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注）参照。

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-------------------|--------------|-----------|--------|
| リース未収入金 | 1,869,110 | 1,869,110 | — |
| 投資有価証券 その他有価証券 | 79,918 | 79,918 | — |
| 資産計 | 1,949,029 | 1,949,029 | — |
| 長期借入金※2 | 5,575,986 | 5,591,470 | 15,484 |
| 負債計 | 5,575,986 | 5,591,470 | 15,484 |
| デリバティブ取引※3 | (228) | (228) | — |

※1 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「支払手形」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

※3 デリバティブ取引において生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）書きで表示しております。

（注）非上場株式（貸借対照表計上額11,788千円）は、市場価格がないため、「投資有価証券」に含めておりません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|---------|---------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | 79,918 | － | － | 79,918 |
| その他有価証券 | | | | |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|----------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| リース未収入金 | － | 1,869,110 | － | 1,869,110 |
| 長期借入金 | － | 5,591,470 | － | 5,591,470 |
| デリバティブ取引 | － | (228) | － | (228) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 資産

リース未収入金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

② 負債

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に、想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

③ デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、広島県福山市その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を保有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | 時価 |
|----------|---------|
| 479,120 | 884,242 |

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額及び不動産鑑定評価額に基づき算定した金額であります。

また、契約により取り決められた一定の売却価額がある場合には、当該売却予定価額を時価としております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | 合計 |
|------------------------|-----------|-----------|---------------|--------------------|--------|------------|
| | 木材事業 | ハウス・エコ事業 | 太陽光発電 売電事業 | ライフ クリエイト 事業 | 不動産事業 | |
| 商品及び製品 | 8,039,109 | 70,896 | — | — | — | 8,110,005 |
| 完成工事高 | — | 1,602,103 | — | — | — | 1,602,103 |
| リースに係る解体費 | — | 101,761 | — | — | — | 101,761 |
| 太陽光発電の売電による収入 | — | — | 490,755 | — | — | 490,755 |
| ゴルフ場及びフィットネス クラブの運営 | — | — | — | 422,368 | — | 422,368 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,039,109 | 1,774,760 | 490,755 | 422,368 | — | 10,726,995 |
| その他の収益 | — | 526,298 | — | — | 84,983 | 611,281 |
| 外部顧客への売上高 | 8,039,109 | 2,301,059 | 490,755 | 422,368 | 84,983 | 11,338,276 |

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」[4 重要な収益及び費用の計上基準]に記載のとおりです。なお、取引対価は、顧客との契約条件に従って支払いを受けております。履行義務を充足してから通常1年を超過して支払いを受けることはないため、重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に従い、全ての履行義務を充足する前に前受金を受領する場合があります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|----------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | |
| 受取手形 | 800,858 |
| 電子記録債権 | 117,186 |
| 売掛金 | 961,598 |
| 完成工事未収入金 | 148,742 |
| | 2,028,386 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | |
| 受取手形 | 757,885 |
| 電子記録債権 | 233,363 |
| 売掛金 | 1,014,266 |
| 完成工事未収入金 | 157,989 |
| | 2,163,505 |
| 契約負債 (期首残高) | 64,678 |
| 契約負債 (期末残高) | 182,485 |

契約負債は、主に、工事請負契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金（未成工事受入金）に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期において、契約負債が117,807千円増加した主な理由は、未成工事受入金の受領による増加及び履行義務の充足による減少であります。

当期に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、47,078千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

| | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | 1株当たり純資産額 | 2,466円63銭 |
| 2 | 1株当たり当期純利益 | 309円51銭 |

重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社は、2022年10月18日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産の譲渡について決議いたしました。

1 譲渡の理由

資産の有効活用及び資産効率向上のため、固定資産を譲渡することといたしました。

2 譲渡資産の内容

| | |
|-----------|------------------|
| (1) 資産の名称 | オービスビル2 |
| (2) 所在地 | 広島県福山市 |
| (3) 土地面積 | 1,436.99㎡ (敷地面積) |
| (4) 建屋面積 | 1,782.92㎡ (床面積) |
| (5) 譲渡益※ | 124,000千円 |
| (6) 現況 | 賃貸用不動産 |

譲渡価額、帳簿価額等につきましては、譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきますが、市場価格を反映した適正な価格での譲渡となっております。

※譲渡益は、譲渡価額から譲渡に係る費用等の見積額を控除した概算額であります。

3 譲渡先の概要

譲渡先は国内法人であります。譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきます。

なお、当社と譲渡先の間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

4 譲渡日程

| | |
|----------------|-------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年10月18日 |
| (2) 契約締結日 | 2022年10月18日 |
| (3) 物件引渡日 (予定) | 2022年12月16日 |

5 今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴い、2023年10月期第1四半期において固定資産売却益124,000千円を特別利益として計上する予定であります。

企業結合に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月12日

株式会社オービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田 正史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 康生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オービスの2021年11月1日から2022年10月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月13日

株式会社オービス 監査役会

常勤社外監査役 松村 清治 ㊞

社外監査役 長井紳一郎 ㊞

社外監査役 近藤 哲英 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期（第63期）の期末配当につきましては、業績及び安定配当の継続を考慮し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 当期末における株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 70,102,240円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年1月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|---|--|--|---------------|
| 1 | なか はま ゆう じ 中 浜 勇 治 (1964年11月29日) | 1999年1月 当社取締役 2000年11月 当社取締役木材事業部用船部長 兼事業開発部長 2004年1月 当社専務取締役 2010年9月 当社専務取締役兼木材事業部長 2011年1月 当社代表取締役社長（現任） | 290,512株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 100% (13回/13回)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、1999年1月から取締役、2011年1月から代表取締役を務め、経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに現在に至るまで強いリーダーシップと決断力により、当社を発展させてまいりました。今後も当社の長期にわたる持続的成長と企業価値向上実現のために、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 2 | うめ だ たか ふみ 梅 田 孝 史 (1956年1月12日) | 1994年1月 当社取締役 1996年11月 当社取締役企画室長兼総務部長 2000年11月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2002年4月 当社取締役管理本部長兼総務・経理部長 2008年7月 当社取締役総務部長兼企画室長 2011年1月 当社取締役ハウス事業部長 2011年11月 当社取締役ハウス・エコ事業部長 2014年2月 当社常務取締役ハウス・エコ事業部長 2015年1月 当社専務取締役ハウス・エコ事業部長 2015年11月 当社専務取締役ハウス・エコ事業部長 兼総務部長 2016年2月 当社専務取締役ハウス・エコ事業部長 兼総務部長兼社長室長 2019年2月 当社専務取締役総務部長兼社長室長 2022年11月 当社専務取締役総務部長（現任） | 14,597株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 92.3% (12回/13回)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、1994年1月から取締役、2015年1月から専務取締役を務め、総務・経理部門、営業部門を始めとする多くの事業責任者として事業部門を統括し、当社の持続的成長に貢献いたしました。今後も当社の更なる成長及び企業価値の最大化を達成するために、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|--|--------------------------------------|---|---------------|
| 3 | たに もと やすし 谷 本 泰 (1970年10月5日) | 2005年11月 当社管理部企画室課長 2009年1月 当社木材事業部関西木材統括部営業部課長 2009年2月 当社木材事業部関西営業部長 2011年1月 当社取締役木材事業部営業統括部長 2014年2月 当社取締役経営企画室長 兼木材事業部営業統括部長 2016年11月 当社取締役木材事業部営業統括部長 2017年5月 当社常務取締役木材事業部長 (現任) | 6,739株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 100% (13回/13回)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、2011年1月から取締役、2017年5月から常務取締役を務め、木材事業において福山工場の製材機械の選定から立ち上げを始め、営業・製造部門における知見を活かして当社の事業拡大及び売上の最大化に貢献し、現在も主力部門を統括する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> | | | |
| 4 | いの うえ きよ たか 井上清輝 (1968年12月28日) | 2007年11月 当社管理部財務・経理課長 2010年11月 当社経理部次長兼経理課長 2011年1月 当社経理部長兼経理課長 2013年1月 当社経理部長兼経理課長兼財務課長 2015年1月 当社取締役経理部長 (現任) | 3,935株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 100% (13回/13回)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、2011年1月から経理部長を務め、経理財務やIRに関し豊富な経験と専門知識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> | | | |
| 5 | つち だ みつ のり 土田光典 (1960年7月30日) | 2004年11月 当社ハウス事業部東京営業所長 2010年2月 当社ハウス事業部次長 2011年11月 当社ハウス・エコ事業部次長 2015年1月 当社取締役ハウス・エコ事業部統括部長 2019年2月 当社取締役ハウス・エコ事業部長 (現任) | 4,854株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 100% (13回/13回)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、2019年2月からハウス・エコ事業部長を務め、長年にわたる建設業界における豊富な経験と専門知識を有し、現在も主力部門を統括する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|--|------------------------------------|--|---------------|
| 6 | かわ おか こう じ 川岡公次 (1970年8月24日) | 1995年11月 株式会社パル入社 2005年8月 同社店舗開発部課長 2006年1月 同社店舗管理部長 2011年1月 同社取締役 2016年5月 当社入社（当社が株式会社パルを吸収合併） ライフクリエイト事業部統括部長 兼中須ゴルフ倶楽部部長兼管理課長 2016年11月 当社ライフクリエイト事業部長兼緑町クラブ 支配人兼中須ゴルフ倶楽部部長兼管理課長 2017年1月 当社取締役ライフクリエイト事業部長 2022年11月 当社取締役ライフクリエイト事業部長 兼経営企画室長（現任） | 6,231株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 100%（13回/13回）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、カラオケ、ゴルフ場及びフィットネスクラブ等の立ち上げに従事し、2016年11月からライフクリエイト事業部長を務め、新規事業の推進など、事業拡大と付加価値の創造に向けた取り組みに力を発揮していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 7 | こ やま みき お 小山幹夫 (1953年2月26日) | 1975年4月 株式会社広島銀行入行 2005年4月 同行執行役員東京支店長兼東京事務所長 2006年6月 同行取締役東京支店長兼東京事務所長 2008年6月 同行常務取締役 2010年6月 同行専務取締役東部統括本部長 2013年6月 ひろぎんリース株式会社 代表取締役社長 2016年6月 広島空港ビルディング株式会社 常任監査役 2017年1月 当社取締役（現任） | 一株 |
| <p>【取締役会への出席状況】 100%（13回/13回）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、金融機関における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、当該経験及び実績を活かして、当社の経営全般に対し適切な助言を行っていただくこと、ならびに客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について助言していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 小山幹夫氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- 3 小山幹夫氏は、2005年4月から2013年6月までの間、当社の主要取引銀行である株式会社広島銀行の業務執行者であり、専務取締役でありました。株式会社広島銀行は当社の主要な取引銀行ではありますが、同氏が当社の直接担当者であったことはなく、同行を退社してから一定の年月が経過しており、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏は2013年6月から2016年6月までの間、通常の取引のあるひろぎんリース株式会社の代表取締役社長でありましたが、その取引額は通常の範囲を超えるものではなく、当社は複数のリース会社との取引関係があり、なんら独立性に影響することはないと、当社としては同氏の幅広い業界の知見が当社のガバナンス上も大いに益するところがあると考えております。
- 4 小山幹夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 5 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、小山幹夫氏と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

(ご参考) 本株主総会終了後の取締役(予定)のスキルマトリックス

| 氏名 | 当社における地位 | 企業経営/ 事業戦略 | 営業/マー ケティング | 業界知見 | 技術/製造/ 品質管理 | 新規事業 推進 | 財務・会計 | 内部統制/ リスク管理 |
|---------|--------------------------------|---------------|----------------|------|----------------|------------|-------|----------------|
| 中 浜 勇 治 | 代表取締役社長 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 梅 田 孝 史 | 専務取締役 総務部長 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 谷 本 泰 | 常務取締役 木材事業部長 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 井 上 清 輝 | 取締役経理部長 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 土 田 光 典 | 取締役ハウス・ エコ事業部長 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 川 岡 公 次 | 取締役ライフクリ エイト事業部長 兼経営企画室長 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 小 山 幹 夫 | 取締役(社外) | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |

上記の一覧表については、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり4つずつ記載しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役長井紳一郎、近藤哲英の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|---|---------------------------------------|---|---------------|
| 1 | なが い しんいちろう 長井 紳一郎 (1978年6月19日) | 2002年11月 司法試験合格 2004年10月 広島弁護士会登録 2004年10月 山下法律事務所（現山下・長井法律事務所） 入所 2009年9月 当社監査役 2010年12月 山下・長井法律事務所副所長（現任） 2012年6月 株式会社コンセップ社外監査役（現任） 2015年1月 当社監査役（現任） | 1,400株 |
| 【監査役会への出席状況】 100% (13回/13回) 【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、弁護士としての豊富な経験と内部統制・コンプライアンス等に関する専門知識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。 | | | |
| 2 | こん どう てつ ひで 近藤 哲英 (1954年11月26日) | 1973年4月 広島国税局入局 2014年7月 福山税務署長 2015年8月 近藤哲英税理士事務所長（現任） 2019年1月 当社監査役（現任） | 一株 |
| 【監査役会への出席状況】 100% (13回/13回) 【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、税理士及び税務行政機関での豊富な経験と会計・税務に関する専門知識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。 | | | |

- (注) 1 長井紳一郎及び近藤哲英の両氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 長井紳一郎及び近藤哲英の両氏は社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 長井紳一郎及び近藤哲英の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。その就任してからの期間は、本總會終結の時をもってそれぞれ8年及び4年となります。
- 4 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、長井紳一郎及び近藤哲英の両氏と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|---|---|---------------|
| いしだ ゆうき 石田 裕基 (1984年 5月17日) | 2014年 5月 広島司法書士会司法書士登録（現任） 2017年 7月 広島司法書士会家事事件研究室室長 | 一株 |
| 【補欠社外監査役候補者とした理由】 候補者は、司法書士として豊富な経験と企業法務に関する専門知識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 石田裕基氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
- 3 石田裕基氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル5階大会議室
交 通 J R西日本 山陽本線 松永駅下車 車約5分
おのみちバス 南松永バス停留所 徒歩約18分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。